

備 二 第 1 2 8 号
令和3年10月14日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

飛行場外離着陸場の設定及び使用要綱の一部改正について

飛行場外離着陸場の設定及び使用については、「飛行場外離着陸場の設定及び使用要綱の制定について」（平成29年2月22日付け青警本地第308号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、警察航空隊の生活安全部地域課から警備部警備第二課への移管及び「青森県警察航空機の運用等に関する訓令」（平成10年9月1日青森県警察本部訓令第15号）（以下「訓令」という。）の改正に伴い、運用要領を一部改正することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達をもって廃止する。

記

1 改正理由

警察航空隊の警備部警備第二課への移管及び訓令の改正に伴う関係条項の変更による。

2 改正内容

(1) 関係条項の読み替え

訓令「第11条」を「第12条」に変更した。

(2) 担当課長の変更

「生活安全部地域課長」を「警備部警備第二課長」へ、「地域課長」を「警備第二課長」に変更した。

担当 警備第二課
警察航空隊航空係

別添

飛行場外離着陸場の設定及び使用要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察航空機の運用等に関する訓令（平成10年9月1日青森県警察本部訓令第15号）第12条の規定に基づく飛行場外離着陸場（以下「離着陸場」という。）の設定及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設定

1 設定基準

(1) 一般的基準

- ア 自然の状態、既存の施設等を変更することなく、そのままの状態で使用し得る場所であること。
- イ 所有者（占有者）又は管理者から使用承諾（承認）が得られる場所であること。
- ウ 周辺に家屋が密集していない場所であること。
- エ 上空から容易に発見できる場所であること。
- オ 警察施設に近く、かつ、無線通話の良好な場所であること。

(2) 具体的基準

- ア 長さ50メートル、幅50メートル以上の広さを有すること。
- イ 離着陸方向ができるだけ恒風方向に一致すること。
- ウ 離着陸地帯の端から着陸方向に対し4分の1勾配面の上に出る物件が250メートル以内に、及び離陸方向に対し8分の1勾配面の上に出る物件が500メートル以内でないこと。
- エ 地表面は、極端な凹凸、小砂利等がなく、平坦で、かつ、取除くことができないような固定的物件がないこと。
- オ 土質が硬質であること。
- カ 排水の便がよく、降雨後であっても水はけがよいこと。

2 選定、調査及び報告

(1) 選定

警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内に離着陸場候補地を選定しなければならない。

(2) 調査

署長は、離着陸場候補地の選定に当たっては、当該候補地が前項の設定基準に適合するか否かを調査しなければならない。

(3) 報告

署長は、離着陸場候補地を選定したときは、その都度、飛行場外離着陸場調査表（別記様式第1号）、飛行場外離着陸場写真ちょう付書（別記様式第2

号)及び使用承諾(承認)書(別記様式第3号)を作成し、警備部警備第二課長(以下「警備第二課長」という。)に報告しなければならない。

3 実地踏査

警備第二課長は、前項(3)の報告があったときは、速やかに実地踏査を行い、適否を検討し、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

4 通報

警備第二課長は、本部長が離着陸場を設定したときは、その旨を関係する所属長に通報するものとする。

第3 使用

署長は、航空機の運航に関し、管轄区域内の離着陸場が使用される場合は、その安全性を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 離着陸場に警戒員を配置し、警戒警備、障害物の除去等必要な措置をとること。
- 2 消火器等を準備して不時の出火に備えること。
- 3 風向、風速等を上空から確認できるよう、離着陸場に吹流し等を立てること。
- 4 石灰等を用い、直径5メートル以上、線の幅約15センチメートルのⓉの接地帯標識を表示し、着陸地点を明示すること。
- 5 着陸目標の確認を容易にするため、必要により警ら用無線自動車を配置して赤色回転灯を点灯するなどの措置をとること。
- 6 積雪地の場合は、踏み固める又は除雪を行い、着色剤等を用いて着陸地点を明示すること。
- 7 航空機と無線通信を行い、機長の要請に基づく必要な措置を講ずること。
- 8 その他天候、時間帯、現場の状況等に応じ必要な措置をとること。

第4 点検

署長は、管轄区域内の離着陸場について点検を行い、その結果を飛行場外離着陸場現況点検表(別記様式第4号)により、毎月10日までに本部長に報告しなければならない。

第5 使用不能時の措置

1 使用不能報告

署長は、管轄区域内の離着陸場が物件等の設置、所有権等の移転その他の理由により使用不能となったときは、速やかに飛行場外離着陸場使用不能報告書(別記様式第5号)により本部長に報告しなければならない。

2 使用不能通報

警備第二課長は、前項の使用不能報告があったときは、その旨を関係する所属長に通報するものとする。

第6 補則

警備第二課長は、常に離着陸場を把握し、関係資料を整備しておかなければならない。

別記様式第 1 号

飛行場外離着陸場調査表

名 称		
所在地	地名・地番	
	所有・管理者	TEL
	氏名・住所	
土地の 状況	面積	
	土質	
	排水	
障害物の状況		
離着陸の場所（1：25,000）		

離着陸地帯、周辺地形及び障害物の実測平面図（1 : 2,000）

C

A

B

D

A—B（進入表面）

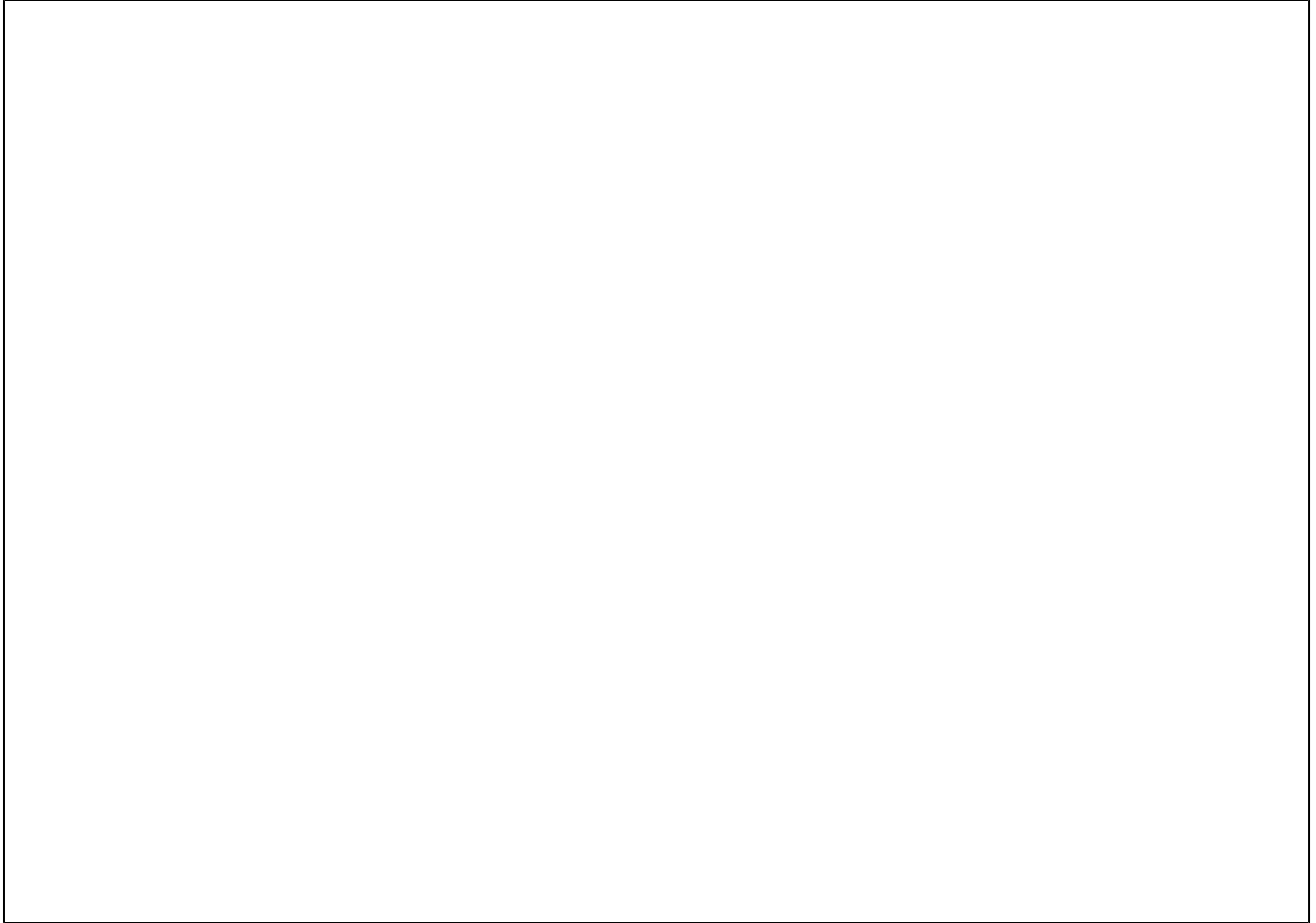
C—D（転移表面）

その他参考事項

別記様式第2号

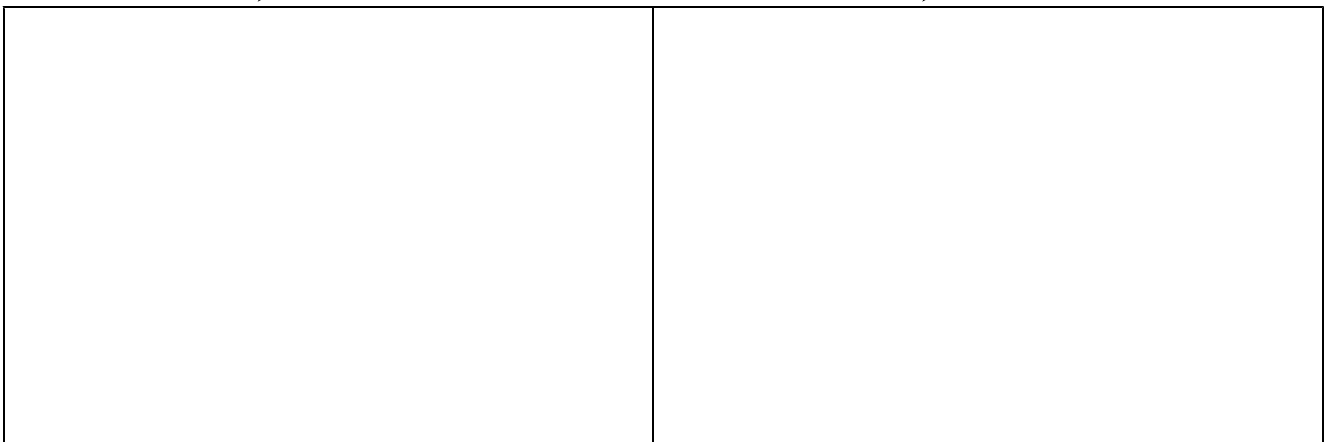
飛行場外離着陸場写真ちょう付書

①パノラマ写真（カラー）〔注〕写真撮影の際は離着陸地帯に目印を置いて明示すること。



②離陸路 → 離着陸地帯（カラー）

③着陸路 → 離着陸地帯（カラー）



年 月 日

青森県警察本部長 殿

住所
氏名 印

使 用 承 諾 (承 認) 書

下記のとおり青森県警察航空機の飛行場外離着陸場として使用することを承諾（承認）する。

記

1 使用場所

2 使用目的

警察業務遂行のため

3 使用条件

- (1) 使用に際しては、その都度、事前に連絡すること。
- (2) 所有者側の申し出があれば、直ちに飛行場外離着陸場としての使用を中止すること。

場	名 称	標 高	m
外	住 所	離着陸地帯の方位	—
離	土地所有者の (又は土地管理者) 住所及び氏名	(連絡先電話番号)	— —
着	管 理 者	(連絡先電話番号)	— —
陸	管 理 人	(連絡先電話番号)	

点 検 事 項		点 検 結 果
1	土地使用の許可制限及び条件	
2	離着陸地帯の状況	
	(1) 長さ	m
	(2) 幅	m
	(3) 表面(整地状況、強度)	
	(4) 縦断勾配	%
	(5) 横断勾配	%
3	進入区域及び進入表面の状況	
4	水平表面の状況	
5	転移表面の状況	
6	安全対策の状況	
	(1) 立入禁止の方法	
	(2) 離着陸地帯付近の進入区域の状況	
	(3) 砂塵防止の方法	
	(4) 病院等の状況	
7	そ の 他	
	(1) 前回許可期間中の使用実績	
	(2) 点検実施年月日	

点検者の所属・氏名

別記様式第5号

飛行場外離着陸場使用不能報告書

離着陸場の所在地及び名称	
使用不能に至った事由	
代替地の有無	
参考事項	